

快適で安全な暮らしを守る下水道事業にご協力を

大草町上條東割  
下條西割地域へ  
下水道の供用を開始

平成24年度に同地域で行われた下水道工事が、3月末をもって完了し、4月から新たに149世帯で、下水道を使用することができるようになりました。

下水道工事は公共水域の水質保全を推進することも、生活環境の向上を図ることを目的に、皆さんの貴重な税金を財源として進められています。下水道が使用できる区域にお住まいの方で、未接続の方は速やかに下水道への接続をお願いします。

供用開始地域に  
下水道を使用できる  
土地をお持ちの方

4月から受益者負担金がかかります。4月中旬ごろ申告



書を送付しますので、ご確認のうえ申請をお願いします。

宅内排水設備接続の方法

浄化槽を廃止して下水道に直接接続する宅内工事は、市が指定した「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。なお、工事は個人負担となります。下水道担当窓口へ指定工事店一覧名簿がありますので、お気軽にご相談ください。

排水設備工事  
融資あっせん制度

- ① 融資あっせん額  
排水設備工事資金  
100万円以内
- ② 利子補給  
市が3%以内の利子補給
- ③ 償還方法  
融資を受けた日から3年以内  
に毎月元金均等償還
- ④ 融資あっせん条件  
・ 処理区域内にお住まいの方  
・ 市税及び受益者負担金を滞  
納していない方

下水道排水設備補助金

■対象者

下水道処理区域内において平成13年4月1日以降に合併処理浄化槽を設置し、市に設置届を出された方で、下水道排水設備工事を行う方

■補助額

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内 (平成25年4月供用開始)	8万円
処理区域公示から2年以内 (平成24年4月供用開始)	5万円
処理区域公示から3年以内 (平成24年4月供用開始)	3万円

合併処理浄化槽設置  
促進事業費補助金

下水道認可区域外に、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方を対象に工事費の一部を補助します。

また、現在ご使用の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に取替える場合も補助対象となります。

■補助対象区域

穂坂町、中田町、穴山町、

各種中小企業支援策の  
適用期間を延長します

市では、若年者の就職機会や中小企業の資金繰りに対して、市内事業者へ各種支援を行っておりますが、現下の厳しい経済状況等を鑑み、平成25年度末まで適用期間を延長し、引き続き支援をいたします。

- ・ 小規模商工業者事業資金  
利子補給及び保証料助成
- ・ 雇用安定化対策助成金
- ・ 若年者等雇用奨励助成金

■お問い合わせ

商工観光課商工労政担当  
(内線216)

下水道の利用には  
ルールを守ってください！

- 台所では油や野菜くずを流さない！  
※ 管が詰まり悪臭の原因となります。
- トイレはトイレトペーパー以外を流さない！  
※ 水に溶けにくいティッシュペーパーや衛生用品、タバコ、ガムはトイレのつまりの原因です。
- 洗濯場、風呂、洗面所洗濯では、リンを含まない洗剤を使いましょう。  
※ 毛髪などは管を詰まらせる原因となるので、目皿等を用いて管に入れない！

■お問い合わせ

上下水道課下水道担当  
(内線613・614)

人槽区分	補助限度額
5人槽まで	332,000円
6~7人槽	414,000円
8~50人槽	548,000円

■補助額

円野町、清哲町、神山町の全域と、旭町山口、鋳物師屋、宮下、小曾根、鍛冶屋(田島を除く)  
これに該当しない町でも、下水道区域外等補助対象となる場合がありますのでお尋ねください。

※ 右記または浄化槽設置費用の4割のいずれか低い方の額  
※ 補助金申請書の受付は予算額に達した時点で終了となります。